

答 申 第 2 号
平成 29 年 4 月 12 日

鎌ヶ谷市議会議長
原 八郎 様

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 仁平 勝之

鎌ヶ谷市情報公開条例第 18 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 28 年 8 月 8 日付け鎌議第 365 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 「議会だよりの掲載（第 174 号）に至る内容経緯の分かるもの、「岩波初美に厳重注意」の件（編集委員会の内容）の内、議会だよりの掲載（第 174 号）に至る内容経緯の分かるものとして、議会運営委員会の会議録」に関する公文書開示請求拒否決定処分に対する審査請求

答 申

1 審査会の結論

審査請求人が公文書の開示を請求した「議会だよりの掲載（第174号）に至る内容経緯の分かるもの、「岩波初美に厳重注意」の件（編集委員会の内容）の内、議会だよりの掲載（第174号）に至る内容経緯の分かるものとして、議会運営委員会の会議録」（以下「本件対象文書」という。）について、鎌ケ谷市議会（以下「処分庁」という。）が行った公文書開示請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

公文書開示請求拒否決定の取消しを求める。

(2) 審査請求の経過

- ① 審査請求人は、平成28年6月6日付けで処分庁に対し、鎌ケ谷市情報公開条例（平成11年鎌ケ谷市条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定により、本件対象文書の開示を求める公文書開示請求を行った。
- ② 処分庁は、本件対象文書が存在しないことから、文書不存在を理由として、条例第12条第2項の規定により本件処分を行い、平成28年6月13日付け鎌議第220号公文書開示請求拒否決定通知書により、審査請求人に通知した。
- ③ 審査請求人は、本件処分についてこれを不服として、審査庁に対し平成28年7月13日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行った。

3 審査請求人及び処分庁の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

鎌ケ谷市情報公開条例の前文では「市の保有する情報は、本来市民の共有財産であり、個人のプライバシーの保護を図りつつ、広く公開することを原則とする」など、市の基本的な姿勢が示されている。

また、本件処分の通知書の備考には「会議録作成後においては、機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、公文書開示請求を拒否する」との記載があった。

しかし、本件対象文書は、平成28年5月15日に全世帯に向けて公費で作成された議会だよりに掲載した根拠となるものであり、発行責任者である市議会は、市民に対して説明責任を有し、本件対象文書の内容は機関内部の情報と言えるものではない。

(2) 処分庁の主張

公文書開示請求のあった時点で、本件対象文書は作成中であったことから、文書不存在を理由として、本件処分を行った。

4 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、処分庁が平成28年5月15日に発行した議会だより（第174号）に岩波初美議員に対する厳重注意の記事が掲載されるに至る議論を行った議会運営委員会の会議録と解される。

(2) 本件対象文書の存否について

審査会は、処分庁に対し本件対象文書の作成について説明を求めたところ、処分庁によれば、本件対象文書の作成は、次の市議会の定例会までに作成することとなっており、本件対象文書が作成された日は会議録署名人が署名した平成28年8月31日であるとのことであった。

また、処分庁は本件処分の通知書の備考欄には「作成中」であることを記載し、審査請求人に伝達しているとのことであった。

以上のことから本件対象文書は、公文書開示請求のあった時点では作成中の状況であったため、文書不存在であるとする処分庁の説明に、不自然・不合理な点があるとは認められない。

(3) 本件処分について

処分庁は、審査請求人による本件対象文書の開示を求める公文書開示請求に対して、文書不存在を理由として本件処分をしたことが認められる。

(4) 本件処分の妥当性について

以上のことから、処分庁が行った本件処分は妥当であることが認められる。よって、本件処分について、上記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 本件に関する付帯意見

本件処分の通知書備考欄の記載内容につき、以下のとおり付帯意見を述べる。

本件処分のお知らせ備考欄の後段に「会議録作成後においては、機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、公文書開示請求を拒否する。」と記載したことについては、本件処分を補足する説明には当たらず、不適切な記載であったと考えられる。

本件処分の理由は、文書不存在であり、その理由は本件対象文書が作成中であったためである。

備考欄の後段に記載した内容は、本件対象文書が作成された後に公文書開示請求があった場合を想定して予め処分庁の考え方を示したものであり、本件処分の理由とはならない。

公文書開示請求拒否決定通知書には、請求人が請求した内容に対する処分に関わる内容を記載することが本旨であるから、今後備考欄の記載にあたっては慎重に検討した上で、必要な事項を記載するよう留意されたい。